

特定非営利活動法人京丹後コミュニティ放送 番組基準

特定非営利活動法人京丹後コミュニティ放送は、放送事業を通じ、放送エリアである京丹後市および隣接周辺地域の公共福祉、産業、経済、文化の向上発展に貢献し、平和で豊かな地域社会の実現に寄与することを使命とするものである。

放送番組の編集に当たっては、この自覚に基づき、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由を守り、社会の信頼にこたえることを基準とする。

具体的な放送番組の編集に当たっては、正確・迅速な報道、パブリックアクセスの実行、地域の音楽文化の育成、生涯教育の場の提供、児童および青少年の健全育成、地域経済情報や防災情報の適時提供などの点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を十分に発揮して、内容の充実に努める。

このために、放送番組を次の基準によって編成する。

- (1) 社会の公安および善良な風俗によって編成する。
- (2) 報道番組は、すべての干渉を排し、政治、経済、社会上の諸問題に対しては、公正な立場を守り、対立意見の問題に関しては、多角的に論点を明示する。
- (3) 広告は、真実を伝え、関係法令に従って誠実を守り、聴取者に対して責任を負うものとする。
- (4) 番組審議会の意見を尊重し、番組内容の適正化を図る。また、聴取者の意見、要望を把握し、番組に反映させる。
- (5) 番組は、娯楽番組、教養番組、報道番組により構成され、適正な比率を維持し調和を図る。

なお、個々の番組についての企画、制作、実施に当たっては、「日本民間放送連盟放送基準」に準拠することを基本方針とする。

放送番組の編成の基準は、当法人のホームページ等で広く一般に公表する。